

亀山市告示第105号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年4月30日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21452
- 3 路線名 野尻線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 布気町字角垣内119番1地先
  - (2) 終点 布気町字角垣内120番5地先
- 5 供用開始の期日 令和7年4月30日